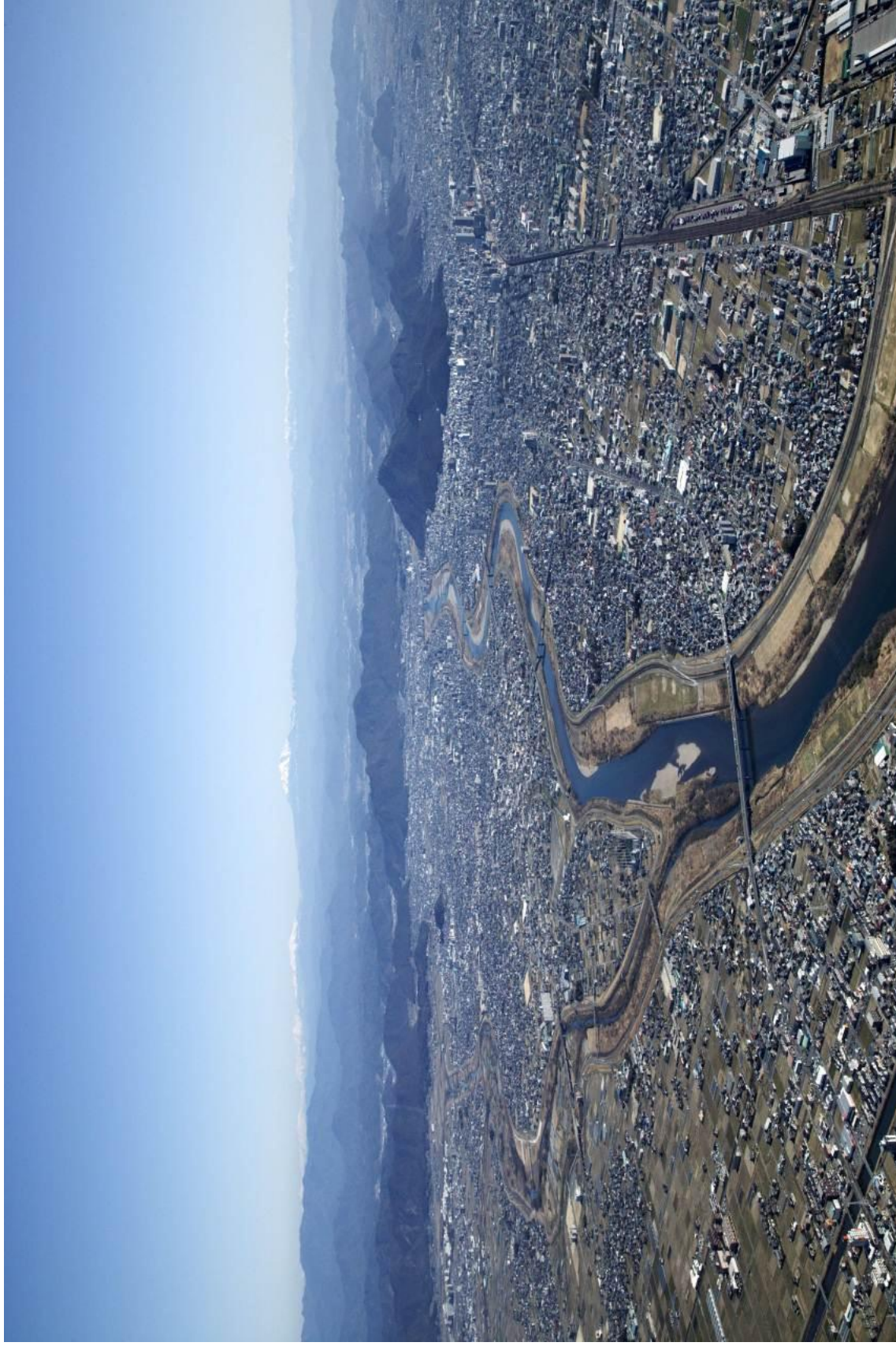


長良川中流域における岐阜の文化的景観

保存計画書

岐阜市



「長良川中流域における岐阜の文化的景観」空撮写真



長良川の鵜飼漁



金華山



川原町地区の町並み



旧城下町地区の町並み



格子の洗い



家屋の中から金華山を望む
(木の左手に金華山と岐阜城が見える)

長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画

目次

第1章	文化的景観の保護に向けて	1
1-1	文化的景観を保護する意義	1
1-2	保存計画の目的	2
1-3	保存計画の位置付け	3
1-4	保存計画策定に至る経過	5
第2章	文化的景観の概要	9
2-1	文化的景観の位置	9
2-2	文化的景観の価値	10
2-3	文化的景観の範囲	18
2-4	選定申出の進め方	20
2-5	地区の概要	23
第3章	文化的景観の保存に関する基本方針	28
3-1	保存管理に関する基本方針	29
3-2	整備・活用に関する基本方針	30
3-3	運営体制に関する基本方針	31
第4章	文化的景観の保存管理に関する事項	32
4-1	文化的景観における土地利用等に関する事項	32
4-2	文化的景観における有形の要素に関する事項	35
4-3	文化的景観における伝統的な生活・生業に関する事項	73
第5章	文化的景観における行為規制について	76
5-1	行為規制の概要	76
5-2	岐阜市景観計画の概要	85
5-3	文化的景観と他法令及び補助制度との関係	99

第6章	文化的景観の整備・活用に関する事項.....	125
6-1	生活・生業や地域社会の持続性の充実に向けた整備・活用.....	125
6-2	市民の学びの場としての機能の向上に向けた整備・活用.....	125
6-3	岐阜市観光の拠点としての魅力の向上に向けた整備・活用.....	125
6-4	文化的景観の本質的価値に配慮した統一感のある整備の推進.....	126
第7章	文化的景観の保存に必要な運営体制に関する事項.....	127
7-1	文化的景観に係る諸分野及び諸機関の連携体制.....	127
7-2	市民を始めとする民間による積極的な活動の促進と支援の充実.....	129
7-3	国・県・他市町村との広域連携体制の推進.....	130

第1章 文化的景観の保護に向けて

1-1 文化的景観を保護する意義

岐阜市総合計画「ぎふ躍動プラン21—人・まち・自然・個性輝く市民協働都市ぎふ」は、自立循環型社会の確立、岐阜市ブランドの重要性、多様な価値観の展開、地域と未来の活力を支えるひとづくり、市民と行政の協働等を基本理念に掲げ、将来の都市像を展望している。経済の低成長、少子高齢化など社会の課題が指摘されて久しく、都市間競争が激化する中、持続可能な地域社会を構築することが岐阜市には求められている。その時に、現代の景観の中に継承されている歴史文化、住民の生活、地域の形成過程、建築物の地域色等を改めて問う必要があるのではないだろうか。

従来から、岐阜市は、金華山・長良川の自然、歴史的な町並み、鶯飼文化等を、岐阜市が誇る歴史文化資産として、まちづくりの核として、総合計画、都市計画マスタープラン、景観基本計画、歴史的風致維持向上計画等に位置づけ、各種施策を展開してきている。また、近年、各地域においてまちづくり会が設立され、まちづくり協定等が策定されるなど都市景観の継承と改善に向けた取組み、あるいは地域資産を活かした活動が展開され、市民協働のまちづくりが推進されている。しかしながら、これまでの文化資産を活かしたまちづくり施策は、事業主体毎に進められる傾向が強く、今後はそれらが連携し、一体的かつ計画的な取組みを展開していく枠組みの構築が期待される。その一翼を担うことができるのが歴史的風致維持向上計画であり、また文化的景観保護制度であるということができる。

岐阜市は、適度に便利な都市機能を充足しつつ、長良川・金華山等の豊かな自然、鶯飼に代表される伝統文化、城下町などの歴史を受けつぐ自然・歴史・文化のバランスがとれた中核都市である。「長良川中流域における岐阜の文化的景観」の保護制度は、市民がその特徴を価値あるものとして再認識し、地域に対する誇りを高めるきっかけとなるものである。また、重要文化的景観となる長良川と金華山、その懐に抱かれるまちは、今日の岐阜市の発展の礎となった場所であり、この景観が文化資産として次世代へ継承され、さらにその魅力を高めるための諸施策に取り組む意義は大きい。

文化財保護法による文化的景観は、「地域における人々の生活や生業及び当該地域の風土により形成された景観地」と定義されており、人々の営みによる土地利用の在り方を示し、発展することを期待される「生きた文化財」である。その点が、時代の歴史文化を象徴する遺産である従来の文化財と大きく異なる。しかしながら、文化財として共通するのは、それらは唯一無二のものということである。「長良川中流域における岐阜の文化的景観」が文化財となることは、岐阜市の価値の再認識とその継承にとどまらず、さらに新たな地域の魅力を創出することにつながる。それを広く世界に向けて発信し、岐阜市であること、岐阜市民であることの意義を高めていかなければならない。

1-2 保存計画の目的

岐阜市では、岐阜の個性のひとつである長良川鶺鴒を、将来に受け継いでいかなければならない流域の文化における宝として位置付け、長良川鶺鴒文化を保存・継承する活動等を通して、市民がさらなる郷土への誇りや愛着を持つことを目的として、長良川鶺鴒のユネスコ無形文化遺産登録を展望とする「魅力アップ！鶺鴒文化再発見事業」を平成17年度より実施している。その中で、長良川鶺鴒の舞台を「長良川中流域における岐阜の文化的景観」と位置づけ、その永続的な保全を検討するため、岐阜市における文化的景観保護事業がスタートしている。

また、それに先立つ平成16年には、「金華山・長良川まるごと博物館構想」が策定されており、長良川のみならず、金華山及びその山麓の旧岐阜城下町周辺の都市域を野外博物館として捉え、「川を活かしたまちづくりゾーン」、「歴史を活かしたまちづくりゾーン」、「緑を活かしたまちづくりゾーン」を定め、景観、歴史的資源、自然資源、祭り等の文化を再生・活用し、回遊性や人々の連携を強化することを構想推進の方針としている（図1-1）。

以上のような経緯から、岐阜市では、長良川鶺鴒をはじめとする伝統文化、また、岐阜城跡・旧城下町等の歴史、長良川や金華山等の自然等の岐阜市ならではの資産を、文化財行政、景観行政と市民によって成り立つ文化的景観という概念を導入することによって、包括的かつ重層的に保全・継承していくこととした。「長良川中流域における岐阜の文化的景観」の継承と望ましい景観形成の持続的で組織的な仕組みづくりを行うために、本保存計画を策定するものである。

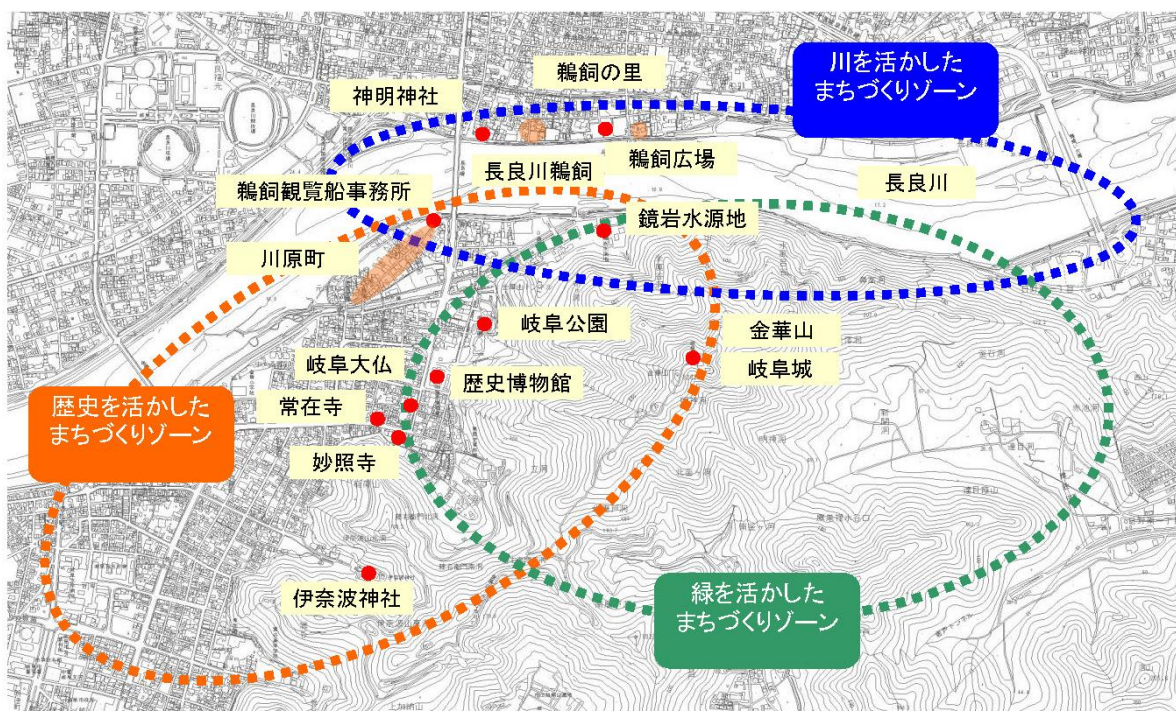


図1-1 「金華山・長良川まるごと博物館構想」のゾーニング図

1-3 保存計画の位置付け (図 1-2)

この文化的景観保存計画は、岐阜市の基本構想である「総合計画 ぎふ躍動プラン・21 総合計画」(以下、岐阜市総合計画)の具現化のための計画のひとつとして位置付けられる。岐阜市総合計画に即すとともに、都市計画に関する基本的な方針である「岐阜都市計画区域マスタープラン」及び「岐阜市都市計画マスタープラン」との整合性のとれた計画とする。

特に岐阜市総合計画においてその推進が謳われている「長良川・金華山まるごと博物館構想」を推進し、岐阜公園周辺地区の構想である「岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想」、市民と行政が協働してまちづくりを進めるためのガイドラインである「岐阜市協働のまちづくり指針」等の既存の関連構想・計画とも連携し、また、岐阜県が策定している「岐阜県景観形成ガイドライン」「岐阜県産業振興ビジョン」とも整合を図り、歴史・文化・自然の豊かな岐阜市の継承を効果的に推進していく。

特に「岐阜市景観計画」ならびに「岐阜市歴史的風致維持向上計画」とは不可分の関係にあるため、それらを踏まえた計画とする。本保存計画の対象範囲は、岐阜市景観計画で景観計画重要区域に設定された「金華区域」「金華山・長良川区域」、あるいは岐阜市歴史的風致維持向上計画における「重点区域」に内包され(図 1-3)、その範囲や施策の整合が図られた文化的景観保存計画とする。

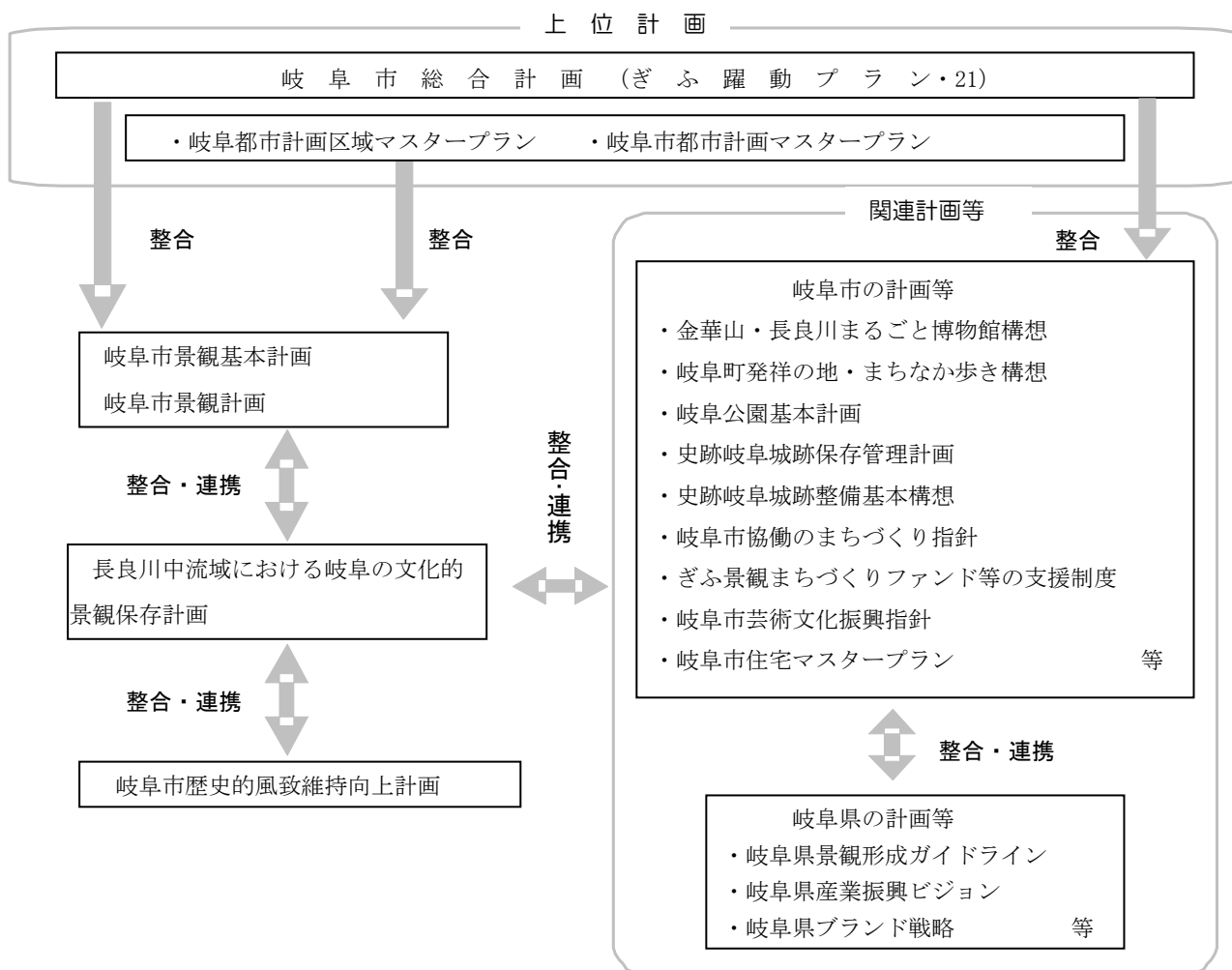


図 1-2 長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画と各種関連計画との関係

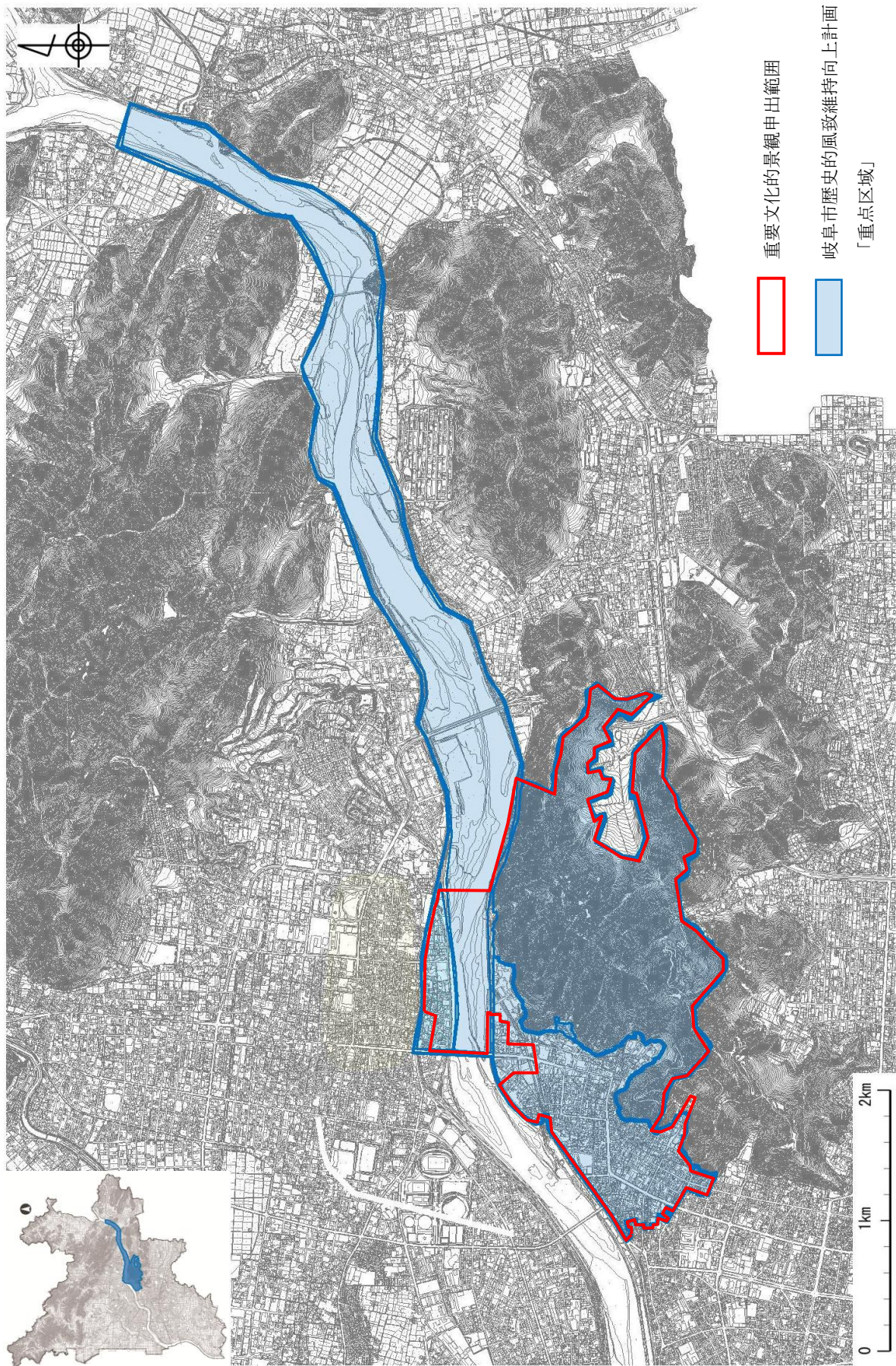


图 1-3 岐阜市歴史的風致維持向上計画「重点区域」と重要文化的景観申出範囲との関係

1-4 保存計画策定に至る経過

岐阜市では、平成7年度に「岐阜市都市景観条例」施行以降、都市景観に資する建築物や市民活動に対する助成や支援、顕彰を展開してきた。平成16年度以降、景観法に基づく景観条例・景観計画の施行に向け、「岐阜市景観基本計画」を平成19年度に策定した。平成22年1月1日に岐阜市景観条例及び岐阜市景観計画を施行し、平成24年10月1日に変更をしている。また、歴史的建造物の保全や町家の再生、一般家屋の修景事業等の助成のための「ぎふ景観まちづくりファンド」を平成20年度に創設した。

一方、平成17年度より実施している「魅力アップ！鵜飼文化再発見事業」のひとつとして始まった「長良川流域の文化的景観保存事業」は、平成19年度に、学識者である委員と住民代表、関係市民団体、関係行政機関によるオブザーバーで構成される「長良川流域の文化的景観検討委員会」を設置することから始まった。これは平成15年度までに行われた「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」（文化庁）において、岐阜市の長良川の鵜飼が、重要地域のひとつに選択されたことを契機に、鵜飼の舞台となる長良川流域を文化財として保存活用できないかということが動機であった。平成19年度の委員会で、調査対象範囲、調査項目を定め、翌年以降、国庫補助事業として検討委員会の指導を受けながら、保存調査事業を行なった。なお、文化庁が行ってきた「採掘・製造、流通・往来及び居住に関する文化的景観の保護に関する研究」（平成17～19年度）において、「鵜飼のまち」「御鯨街道」「長良川流域」が二次調査対象に選択され、当文化的景観を構成する景観が一定の評価を得た。これにより平成21年度には、当該文化的景観を文化財として継承し、市民との協働によるより良い景観形成の仕組みづくりと、国の重要文化的景観選定を目指し、国庫補助事業として文化的景観保存計画の策定に着手した。

表 1-1 岐阜市における景観行政ならびに文化財行政の近年の動向

年 度	景観行政	文化財行政
平成 7 年度	岐阜市都市景観条例制定	
平成 8 年度	景観アドバイザー制度導入	
平成 9 年度	岐阜市都市景観賞開始	
平成 10 年度	岐阜市都市景観基本計画策定 都市景観重要建築物制度 都市景観形成市民団体認定制度	
平成 16 年度	景観計画の検討を開始	
平成 17 年度		魅力アップ!鵜飼文化再発見事業開始
平成 19 年度	金華区域景観形成ガイドライン策定 岐阜市景観基本計画策定	文化的景観検討委員会設置
平成 20 年度	長良川流域景観形成ガイドライン策定 ぎふ景観まちづくりファンド開始	文化的景観保存調査実施（国庫補助）
平成 21 年度	岐阜市景観条例施行 岐阜市景観計画施行	文化的景観保存計画案作成（国庫補助）
平成 22 年度		文化的景観保存計画案作成（国庫補助）
平成 23 年度	景観重要建造物の指定	文化的景観保存調査（追加）実施（国庫補助） 文化的景観保存計画案作成
平成 24 年度	岐阜市景観計画変更	文化的景観保存調査（追加）実施（国庫補助） 文化的景観保存計画案作成
平成 25 年度		第1次選定申出

長良川流域の文化的景観検討委員会組織 ※敬称略・順不同

委員

小川 英明	愛知産業大学大学院教授（都市計画・景観）
篠原 修	東京大学名誉教授（土木工学・景観）
藤田 裕一郎	岐阜大学流域圏科学研究センター教授（河川工学）
丸山 幸太郎	岐阜女子大学教授・地域文化研究所長（歴史・民俗）
丸山 宏	名城大学農学部生物環境学科教授（造園・景観）
山村 亜希	愛知県立大学日本文化学部准教授（歴史地理）

オブザーバー（市民代表）

西野 洋一	金華自治会連合会会長（～平成 21 年度）
安藤 喜一	同上（平成 22～23 年度）
高木 幹雄	同上（平成 24～25 年度）
辻 久夫	長良自治会連合会会長（平成 21～22 年度）
林 誠治	同上（平成 23～25 年度）
山下 純司	長良鵜飼鵜匠代表
岩佐 昌秋	小瀬鵜飼鵜匠代表（平成 20 年度）
川島 兵太郎	伊奈波界限まちづくり会会長
堀 達夫	井の口まちづくり会会長（～平成 23 年度）
小林 孝夫	同上（平成 24～25 年度）
村瀬 三郎	鵜飼屋景観まちづくり協議会会長（～平成 20 年度）
村瀬 光正	同上副会長（平成 21～24 年度）
高賀 慧潤	同上副会長（平成 25 年度）
後藤 直剛	川原町まちづくり会会長
柴田 甫彦	長良川文化団体連合会 長良川文化フォーラム会長

オブザーバー（行政機関）

高野 匡裕	国土交通省木曾川上流河川事務所長（平成 20 年度）
石橋 良啓	同上（平成 21～22 年度）
工藤 啓	同上（平成 22～23 年度）
浅野 和弘	同上（平成 23～25 年度）
小原 順治	岐阜県岐阜土木事務所長（平成 20～21 年度）
安田 宝賢	同上（平成 22 年度）
小早川 耕一	同上（平成 23～24 年度）
鈴木 猛	同上（平成 25 年度）
坂元 邦夫	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署長（平成 20～21 年度）
中岡 茂	同上（平成 22～23 年度）
長口 深	同上（平成 24～25 年度）
井上 典子	文化庁記念物課文化的景観部門調査官（～平成 23 年度）
市原 富士夫	同上（平成 23～25 年度）
松野 晶信	岐阜県教育委員会社会教育文化課課長補佐

事務局

岐阜市教育委員会事務局 社会教育課

岐阜市庁内（歴まち推進プロジェクト・チーム）

企画部	政策調整課
農林部	農林園芸課
商工観光部	商工観光政策課・観光コンベンション課
まちづくり推進部	まちづくり推進政策課・まちづくり景観課
都市建設部	都市建設政策課・歴史まちづくり課・公園整備課・市街地再開発課・都市計画課
基盤整備部	道路建設課・道路維持課・河川課
教育委員会	教育政策課・社会教育課・歴史博物館
市民参画部	市民参画政策課
自然共生部	自然環境課

岐阜市庁内（上記以外）

商工観光部	産業拠点運営課、鶺鴒観覧船事務所
基盤整備部	土木調査課、土木管理課

歴まち推進プロジェクト・チームは、「岐阜市歴史的風致維持向上計画」策定時、事業の実施・推進において各担当課の連絡・調整が不可欠であるため組織された。文化的景観保護事業においても、本保存計画の策定もしくは今後の事業の推進において、庁内の連絡・調整を密接に行う必要があるため、歴まち推進プロジェクト・チームを活用し、随時協議・報告を行っている。



写真 1-1 長良川流域の文化的景観検討委員会の様子

表 1-2 長良川流域の文化的景観検討委員会の開催経過

年度	回	開催日	主な内容
19	第1回	平成19年8月27日	調査対象地域等について
	第2回	平成19年11月12日	文化的景観の保存を目指す考え方
20	第1回	平成20年8月27日	調査内容と流れについて
	第2回	平成21年1月9日	調査対象地域について
	第3回	平成21年3月2日	文化的景観の特性
21	第1回	平成21年7月2日	重要文化的景観選定の申出範囲候補について
	第2回	平成21年11月4日	文化的景観を保護する意義について
	第3回	平成22年3月1日	保存計画検討資料について
22	第1回	平成22年8月24日	選定申出の範囲について
	第2回	平成23年2月15日	選定申出時期、選定申出範囲について
23	第1回	平成23年5月31日	選定申出基準、選定申出範囲について
	第2回	平成24年2月28日	選定申出の延期及び申出における課題について
24	第1回	平成24年8月3日	一次選定申出範囲について
25	第1回	平成25年5月29日	一次選定申出について